

令和6年度大竹市奨学金制度についてのご案内

1. 目的

この制度は、優良な生徒であって経済的理由により高等学校、大学等への修学が困難な方に対して、奨学金を貸付けることにより、人材の育成の途を開くことを目的としています。

2. 対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ① 扶養者(保護者)が大竹市内に居住する方
- ② 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学(短大・大学院を含み、通信教育を除く。)及び専修学校(修業年限2年以上の専門課程)に在学又は入学予定の方
- ③ 学業が優良で操行の善良な方
- ④ 修学に支障のない方
- ⑤ 経済的理由のため修学困難な方
- ⑥ 貸付が決定したときに連帯保証人が2名いる方(要件あり)

3. 貸付額(月額)

区分	国公立	私立
高等学校(国公立)	11,000円以内	22,000円以内
高等専門学校	18,000円以内	28,000円以内
大学(短大・大学院を含む)及び専修学校	28,000円以内	40,000円以内

4. 貸付利率

無利子

5. 貸付期間

正規の修業期間を上限とする。既に在学している方は、その学年を含めた残りの修業期間が貸付期間となる。

6. 返還方法

卒業後(大学を進学した場合は大学卒業後)、6か月を据え置き、その翌日から10年以内に返還していただきます。

★ 申し込みを希望する人は3月中に、進路指導部の奨学金担当者まで申し出てください。応募に必要な書類を渡します。